

平成29年度  
長野県子ども支援センター  
長野県子ども支援委員会  
活動報告

長野県

## はじめに

「長野県子ども支援センター」及び「長野県子ども支援委員会」は、平成26年7月に制定された「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（子ども支援条例）」に基づいて、平成27年4月に設置され、平成29年度末で3年を経過いたしました。

この「子ども支援条例」では、県は、子どもに関する各般の問題についての相談をすることができる総合窓口の設置等相談体制の充実を図ること、また、子どもに対する人権侵害に関する事項について調査審議するため、「子ども支援委員会」を設置することと規定されています。

そこで、子どもに関する様々な問題についての相談をすることができる総合窓口として、「子ども支援センター」を設置し、教育分野や児童福祉分野の相談経験のある4名の相談員が月曜日から土曜日（祝日等は除く。）の午前10時から午後6時まで電話やメール等により、子どもたちや保護者からの相談に対応しております。

平成29年度は、子どもたち、保護者等から延べ872件の相談を受け付けました。全体の相談件数は平成28年度の828件に比較して増加しており、いじめや体罰、虐待といった子どもたちの人権に関わる相談や不登校など、より子どもが抱えているつらさや悩みに寄り添って応じる必要がある相談件数は、平成28年度同様100件を超えており、今後も一層相談体制や機能の充実を図っていく必要があります。

「子ども支援委員会」は、法律、福祉、医療等の専門家である委員5名により設置しており、子ども支援センターや県教育委員会事務局に設置されている学校生活相談センターに寄せられた相談について、相談員がより相談者に対して寄り添った、また的確な対応ができるよう個々の事案について協議を行いました。

また、子どもたちの「子ども支援センター」に関する認知度や要望等を把握し、今後の広報活動や相談体制の充実のために、小学校4年生から高校3年生までの児童、生徒を対象に、子どもの悩みや相談に関するアンケート調査を実施しました。

これまでの取組状況や調査結果等を整理し、条例前文に記されている「全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと育つ地域社会」の実現を目指して、長野県の子どもにとって、また、子どもを支援する人たちにとって、より信頼されるセンターになるよう取組を充実させてまいります。

長野県子ども支援センター所長（こども・家庭課長）

## 子ども支援センター・子ども支援委員会の一年を振り返って

平成 29 年度の相談件数も 1,000 件近くあり、その約半数が子ども本人からのもので、小学校低学年から高校生まで幅広い年齢層から相談をいただきました。

この 1 年間の特記すべき内容としては、一つ目に、子ども支援委員会に「子どもを性被害から守る条例」に関わる事案の検証が求められたことがあります。子どもの人権保護の立場から、被害にあった背景と、事件後に十分な心的ケアが受けられたかどうかを検証することでした。個々の事案については詳細な情報を入手することは困難でしたが、共通した背景としては身近な人に相談できない孤独があったと思われました。また、性に関する知識が不足しており、危険の意識が乏しいままインターネットでの出会いを通じて被害にあったことが考えられました。これらから、子どもたちが安心して相談できる体制や居場所の必要性が再認識されました。また、性教育についても性感染症や妊娠について具体的に知識を伝え、互いを尊重し合い命を大切に思う気持ちを育むような教育をすべきだと意見が一致しました。被害後の心のケアについては、直後は必要性を感じなくても数年後にケアが必要になることがあるため、長期的な視点が必要であると指摘されました。性被害に関しては、大人の責任も大きいと思います。最近、警察官や教師が加害者であった事案も報道されています。セクハラ認識が甘い大人も多いように思います。大人に対するモラル教育を行ったり啓蒙したりする必要があると考えます。大人自身が「人の尊厳を害さない」よいモデルとならなければ、子どもは健やかに成長しないでしょう。

二つ目は、子ども支援センターについてのアンケート調査が行われたことです。子ども支援センターを知っているのは約 3 分の 1 で、予想よりも少なかったことが残念でした。相談先があると知った子どもでも、利用したのはごくわずかで、相談時間の制約や恥ずかしさ、相手がわからないことへの不安から相談できていないようです。もっと身近に感じてもらったり、相談しやすくなる体制づくりが必要だと思いました。SNS での相談なども検討されていますが、時代にあった対応が必要でしょう。相談した子どものほとんどが、相談してよかった、と回答していることが励みになりました。

「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」に制定されている事項が、広く県民に周知、理解され、連携協力して子どもの育ちを支える社会になることを願います。

## 長野県子ども支援センター・長野県子ども支援委員会活動報告 目次

1	子ども支援センターの概要	1
	(1) 「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」と子ども支援センター	
	(2) 相談体制	
	(3) 相談以外の機能	
	(4) 平成 29 年度の広報活動の状況	
2	子ども支援センターの相談受付状況	5
	(1) 平成 29 年度中の電話・メール相談の状況	
	(2) 相談者別	
	(3) 相談内容別	
	(4) 関係機関との連携(相談に対する支援状況)	
	(5) 平成 28 年度相談状況との比較	
3	相談窓口担当者研修会・連絡会の開催	8
	(1) 子ども相談窓口の相談員研修会の開催状況	
	(2) 子どもの相談機関等連絡・連携会議の開催状況	
4	長野県子ども支援委員会	9
	(1) 委員会の設置	
	(2) 委員会の体制	
	(3) 委員会の職務	
	(4) 委員会の開催状況	
○	コラム ～ 子ども支援委員会 委員から ～	11
○	～子ども支援センター 電話相談員から～	16
【資料】		17
	・子どもの相談に関するアンケート調査結果	
	・長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成 26 年条例第 32 号）	
	・長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例施行規則（平成 27 年規則第 22 号）	

## 1 子ども支援センターの概要

### (1) 「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」と子ども支援センター

昨今の子どもたちの現状を見ると、学校等におけるいじめに係る問題、虐待相談件数の増加等に加えて、子どもたちが暮らす地域社会においては、人間関係の希薄化や経済的格差の拡大等、その環境は複雑・困難化しています。

平成 23 年に行われた長野県子どもアンケート調査では、長野県の多くの子どもは、大人に見守られながら楽しく生活していますが、一方で、子どもの約 1 割はいじめ、体罰、虐待、不登校等に苦しみ、しかも自分を責めて我慢している子どもたち、また自己肯定感の低い子どもたちの存在が分かりました。

様々な問題を抱え、悩み苦しむ子どもたちを支援するために、

○子どもたちそれぞれの状況に応じて様々な支援につながるような相談・救済の仕組みづくりを進める。

○子どもたちを支援するのはもちろんのこと、保護者、教職員をはじめ子どもの育ちにかかわる人たちも支援する取組を行う。

このような考えに立って、長野県では、県民が子どもの育ちに関する理念を共有し、子どもたちが将来に希望を持ち自ら成長する力を十分に発揮して育つことができる施策や取組が展開できるよう、平成 26 年 7 月に「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を制定しました。

この条例では子どもへの支援等に関する基本理念のほか、基本的施策として子どもに関する各般の相談ができる総合窓口の設置その他の相談体制の充実が定められており、これに基づいて県は子ども支援センターを平成 27 年 4 月に開設しました。

子ども支援センターは、長野県県民文化部こども・家庭課内に設置されています。

### (2) 相談体制

子どもや保護者等から広く子どもに関する相談を受ける中から、いじめ、虐待等の人権侵害に直面している子どもからの SOS を受け止め、問題解決に結びつけることが子ども支援センターの大きな目的です。相談を積み重ねる中で、頼れる相談先として、子どもたちに気軽に何度でも電話してもらえようような相談窓口を目指しています。

#### 相談窓口

- ・開設日時：月曜～土曜日（日曜・祝日及び年末年始を除く） 午前 10 時～午後 6 時
- ・相談方法：電話、メール、ファックス、手紙での相談  
面接相談（月～金 予約制） 面接の場所 長野市 県庁こども・家庭課
- ・子ども用無料相談電話：0800-800-8035
- ・大人用相談電話：026-225-9330
- ・メール相談：kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp
- ・ファックスで相談：026-235-7390
- ・相談を受ける職員：教育分野、児童福祉分野で相談経験のある専任の電話相談員が相談を受けています。

### (3) 相談以外の機能

条例に定められた子ども支援委員会の事務局機能を担うほか、県下で子どもに関する相談、支援を行っている自治体や民間団体の連携が図られるよう研修会、連絡会を開催しています。

### (4) 平成 29 年度の広報活動の状況

平成 29 年 4 月には、FM長野の番組で、職員が子ども支援センターの紹介を行いました。

平成 29 年 5 月末には、相談の電話番号やメールアドレス等を記載した広報用カード（しおり型）を、県内すべての国公立・私立学校（専修学校含む）の小学校 3 年生から高校 3 年生までの児童・生徒に学校を通じて配付しました。

また、県下の児童館、放課後児童クラブ等にはチラシ、図書館には広報用カード（ものさし型）の配架の依頼をしました。

子ども支援センターでは、ホームページを長野県の公式サイト内に設け、センターの概要、相談の仕方等を案内しています。

### 広報用カード（しおり型）

〈表〉



〈裏〉



### 広報用カード（ものさし型）

〈表〉



〈裏〉



ながのけんこ しえん  
**長野県子ども支援センターは**  
 そうだん ま  
**みんなの相談を待っています**

こま  
**困**ったこと、つらいことで  
 なや  
**悩**んでいるあなたへ

とも かそく  
 友だちのこと、家族のこと、どんなことでも

なや はなし き  
**悩**んだときは、話を聞かせてください

ひみつ かなら まも  
**秘密**は必ず守ります



そうだん  
**相談してみよう**



でんわ そうだん  
**電話で相談する**

こ せんよう おりよう  
**子ども専用ダイヤル(無料) 0800-800-8035**

そうだん  
**FAXで相談 026-235-7390**



◆相談できる曜日と時間◆

げつ と こそん こ こ にちようび しゅくじつ ねんまつねんし やす  
 月～土 午前10:00～午後6:00(日曜日・祝日・年末年始は休み)

メール そうだん  
**メールで相談する**

メールアドレス ※お返事には、時間がかかることがあります。

**kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp**



子ども支援センター

あ そうだん  
**会って相談する**

ばしょ ながの し おおあさみなみながのあさはばした  
**場所 長野市大字南長野字幅下692-2**

けんちよう かていか  
**県庁子ども・家庭課**



※会って相談する場合は、月曜日から金曜日になります。(予約制)

○ 子どもに関することであれば、大人も相談できます

おとなよう そうだんでんわ  
**大人用相談電話 026-225-9330**

長野県PRキャラクター「アルグマ」  
 ©長野県アルグマ



## 長野県は子ども支援に取り組みます！

長野県の多くの子どもは、大人に見守られながら楽しく生活していますが、一方で、いじめ、体罰等に苦しみ、しかも自分を責めて我慢している子どもたちも存在します。

長野県は、このような子どもたちの相談・救済に主眼を置きつつ、子どもたちが将来に希望を持ち自ら成長する力を十分に発揮して育つことができる施策や取組が展開できるよう、平成26年7月に「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、子どもの様々な相談に応じる「長野県子ども支援センター」といじめ、体罰等による人権侵害から子どもを救済する「長野県子ども支援委員会」を平成27年4月に設置しました。



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

## 長野県子ども支援センターとは

子どもが抱えるいじめ、体罰等の悩みのほか、保護者が抱える育児や子育ての悩みなど子どもに関する様々な悩みに幅広く対応する相談窓口です。

子どもに関することであれば、保護者などの大人からの相談も受けます。

なお、いじめや体罰といった子どもの人権侵害に関する相談で、解決が難しい案件については、長野県子ども支援委員会に申出することができます。

## 長野県子ども支援委員会とは

いじめ、体罰等による人権侵害に悩む子どもや保護者からの申出を受け、公平・中立な立場で調査・審議する機関です。

子ども支援委員会は、人権侵害に悩む子どもの最善の利益を実現するために必要な支援を行います。

## 長野県子ども支援センター等に関するお問い合わせは

長野県県民文化部こども・家庭課内

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

☎026-235-7099   ✉ [kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp)



## 2 子ども支援センターの相談受付状況（平成30年3月31日累計）

### （1）平成29年度中の電話相談・メール相談等・面接調査の状況

電話・メール・手紙・面接による相談を受けた総件数は1,078件で、そのうち無言等で相談ができなかったものが206件ありました。会話が成立したものは872件で、そのうちメール・手紙での相談は44件、面接による相談が2件ありました。

	3月末現在	
	件数	割合
相談	872	80.9%
電話	826	76.6%
メール・手紙	44	4.1%
面接調査	2	0.2%
無言電話	206	19.1%
計	1,078	100.0%

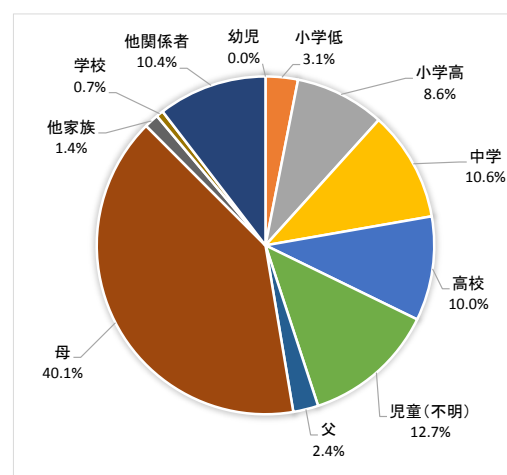
なお、電話相談は、電話のつど1件を計上し、メール相談は同一のアドレスからであれば何回かやり取りがあっても、同じ主訴の相談を続けている間は1件として計上しています。

### （2）相談者別

相談者は児童本人が45.0%、家族からが43.9%、それ以外の相談者が11.1%となっています。

子どもの相談者を年代別に見ると、年代が分かっている中では、中学生が92人（子どもの相談の23.5%）、高校生が87人（同22.2%）、小学校高学年が75人（同19.1%）となっています。

12.7%は年代が不明ですが、メール等は、子どもたちが伝えない限り年代が判別できない場合が多いためです。



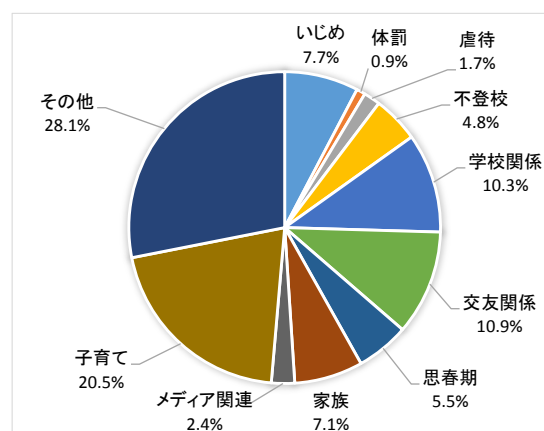
家族等からの相談では、母親からの相談が91.4%と最も多く、父親（5.5%）、祖父母等の親族（3.1%）の順となっています。

### （3）相談内容別

相談内容では、「子育て」が179件（20.5%）と最も多く、「交友関係」（友だちとの仲たがい・仲直り、グループへの所属など）が95件、「学校関係」（教師の言動、部活、進路等）が90件（10.3%）と続き、いじめは67件（7.7%）、不登校は42件（4.8%）となっています。

いじめや交友関係の相談は学校におけるものがほとんどであり、不登校を含めて学校に関連する悩みの相談が多いことが分かります。

「その他」相談は245件で、健康の相談、いたずら的な相談、話し相手を求めるもの等が含まれます。



(4) 関係機関との連携

相談者の了承が得られた事案に関しては、子ども支援センターが県教育委員会、児童相談所等の関係機関と連携して、子どもや家族が相談で求めてきた解決に結びつけるようにしています。適切な支援の可能な関係機関につなぐことも、子ども支援センターの重要な役割となっています。関係機関と連携した件数は下表のとおりです。

関係機関と連携した事案数（実件数）

機関種別	知事部局他課	児童相談所*	県教育委員会	警察	市町村	学校	その他	合計
事案数		9	9		5		3	26

(5) 平成 28 年度相談状況との比較

①総件数

	相談件数	総受付件数	無言等電話数
平成 28 年度	828 件	1,015 件	187 件
平成 29 年度	872 件	1,078 件	206 件

②月別件数

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
28 年度	相談件数	49	73	162	74	73	72	60	70	41	49	69	36	828
	総受付件数	57 (8)	94 (21)	201 (39)	90 (16)	86 (13)	78 (6)	64 (4)	115 (45)	56 (15)	63 (14)	71 (2)	40 (4)	1,015 (187)
29 年度	相談件数	49	63	160	111	68	81	70	62	63	37	53	55	872
	総受付件数	52 (3)	72 (9)	213 (53)	155 (44)	94 (26)	88 (7)	85 (15)	70 (8)	73 (10)	48 (11)	59 (6)	69 (14)	1,078 (206)
相談増減		0	▼10	▼2	△37	▼5	△9	△10	▼8	△22	▼12	▼16	△19	△44
総受付増減		▼5 (▼5)	▼22 (▼12)	△12 (△14)	△65 (△28)	△8 (△13)	△10 (△1)	△21 (△11)	▼45 (▼37)	△17 (▼5)	▼15 (▼3)	▼12 (△4)	△29 (△10)	△63 (△19)

( ) 内は無言等電話

③月別・相談者（児童、保護者等）別件数

	子ども	保護者等
平成 28 年度	50.4%	49.6%
平成 29 年度	45.0%	55.0%

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
28年度	児童	28 (57.1)	47 (64.4)	103 (63.6)	35 (47.3)	36 (49.3)	24 (33.3)	31 (51.7)	37 (52.9)	23 (56.1)	24 (49.0)	24 (34.8)	5 (13.9)	417 (50.4)
	保護者等	21 (42.9)	26 (35.6)	59 (36.4)	39 (52.7)	37 (50.7)	48 (66.7)	29 (48.3)	33 (47.1)	18 (43.9)	25 (51.0)	45 (65.2)	31 (86.1)	411 (49.6)
29年度	児童	13 (26.5)	13 (20.6)	115 (71.9)	61 (55.0)	39 (57.4)	33 (40.7)	33 (47.1)	17 (27.4)	30 (47.6)	12 (32.4)	20 (37.7)	6 (10.9)	392 (45.0)
	保護者等	36 (73.5)	50 (79.4)	45 (28.1)	50 (45.0)	29 (42.6)	48 (59.3)	37 (52.9)	45 (72.6)	33 (52.4)	25 (67.6)	33 (62.3)	49 (89.1)	480 (55.0)
増減	児童	▼15	▼34	△12	△26	△3	△9	△2	▼20	△7	▼12	▼4	△1	▼25
	保護者等	△15	△24	▼14	△11	▼8	0	△8	△12	△15	0	▼12	△18	△69

( ) 内は月別の割合(%)

#### ④比較

##### ア 全体・相談者別の相談件数について

平成28年度と比較すると、相談件数は44件(5.3%)、総受付件数は63件(6.2%)の増加となりました。

児童本人は、平成28年度に比べて25件(6.0%)の減少となっており、一方で児童本人以外(家族・関係者等)は、平成28年度に比べて69件(16.8%)の増加となっています。児童本人については、相談件数に大きな差は見られませんが、家族・関係者からの相談が微増となっていることから、保護者への周知は段々と進んできていることが伺えます。

##### イ 事象別相談件数について

いじめ・体罰・虐待といった人権侵害に関する相談は90件で、10件(12.5%)の増加となっています。不登校に関する相談も42件あり、人権侵害や不登校といった子どもにとって深刻な相談がセンターに寄せられている状況です。

また、子育てに関する相談は179件あり、74件(70.5%)の大幅な増加となっています。子育てについての悩みを抱える家族・関係者への対応も重要となってきています。

##### ウ センター(相談窓口)の周知について

児童本人からの相談件数が減少した要因のひとつに、子どもたちへの周知不足が考えられます。平成29年度に実施した「子どもの相談に関するアンケート」からも、子ども支援センターを「知っている」と回答した児童等は33.9%と認知度が低いことが分かります。子どもたちや保護者に周知カード等を配付した後、相談件数が増加することから、子ども支援センターを案内する機会を増やすことが必要であり、また、一時的なものとならないよう、継続して周知物品の配付の他、県や市の広報紙、行政はもちろん民間団体が主催するイベント等を活用し、より多くの方に広く周知を図ってまいります。

また、子どもたちの悩みが深刻なものとなる前に、どんなことでも気軽に相談してもらえる窓口とするため、悩みを抱える子どもたちにとって、より身近な相談窓口となるよう、「子どもの相談に関するアンケート」の回答などを基に、案内の仕方などについても一層の工夫をしたいと考えています。

### 3 相談窓口担当者研修会・連絡会の開催

1の(3)で述べたように子ども支援センターでは子どもに関する相談・支援を行っている民間団体や市町村等の連携を図るべく、研修会・連絡会を実施しました。概要は下記のとおりです。

#### (1) 子ども相談窓口の相談員研修会の開催状況

開催日 平成29年12月26日(火)  
参加者 63名(チャイルドライン等のNPO団体、市町村の家庭児童相談員等)  
研修内容 ・講演「ラインを活用した若年者向けのいじめ・自殺予防相談」  
「ライン相談にマッチした相談技術」  
〔講師〕(公財)関西カウンセリングセンター  
専任講師・臨床心理士 宮田 智基 氏

#### (2) 子どもの相談機関等連絡・連携会議の開催状況

開催日 平成29年12月26日(火)  
参加者 45名(チャイルドライン等のNPO団体、市町村の家庭児童相談員等)  
会議内容 ○グループワーク  
・子どもの相談窓口の活動状況  
・子どもの相談窓口における課題  
・他の子どもの相談窓口に聞きたいこと 等

## 4 長野県子ども支援委員会

### (1) 委員会の設置

「長野県の未来を担う子どもを支援に関する条例」の第18条第1項では、「いじめ、体罰等による人権侵害を受けた、若しくは受けている子どもや保護者は長野県子ども支援委員会に対し、その救済を申し出ることができる」とされています。第19条では、「子どもに対する人権侵害に関する事項について調査審議するため、長野県子ども支援委員会を設置する」とされており、条例に基づいて平成27年4月に長野県子ども支援委員会を設置しました。

子ども支援委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による県の附属機関です。

### (2) 委員会の体制

委員5名（任期2年、教育・福祉・法律等の分野における専門家）

特別委員（特別の事項を調査審議するため必要があるときに置く。）

〈委員名簿〉

	分野	氏名	所属等
会長	医療	木村 宜子	佐久総合病院 児童精神科医
副会長	法律	中嶋 慎治	中嶋慎治法律事務所 弁護士
委員	教育	佐々木 尚子	松代総合病院 臨床心理士 スクールカウンセラー
委員	民間活動	野見山 ナオミ	子どもの心身共に健康な成長を願う親の会 代表
委員	福祉	山本 京子	元長野県県民文化部こども・若者担当部長

### (3) 委員会の職務

ア 人権侵害に係る救済申出のあった事案に対する調査審議（条例第18条）

条例第18条第5項では、「調査審議した結果必要があると認めるときは、知事又は教育委員会に対し次に掲げる事項について勧告することができる」と規定されています。

①子どもに対する人権侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。

②県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。

イ 知事の諮問による子どもの人権侵害に関する事項の調査審議（条例第19条）

ウ その他、子ども支援センターの相談業務、運営等に関する助言

### (4) 委員会の開催状況

相談事案や子ども支援センターの運営に関する審議を行うため、計6回開催しました。

その状況は下記のとおりです。

なお、救済の申し出に基づく審議はありませんでした。

第1回 開催日 平成29年5月10日（水）

〔会議事項〕

- ・子ども支援センター、学校生活相談センターの相談状況について
- ・平成28年度の活動報告（案）について
- ・事案協議について

第2回 開催日 平成29年7月12日（水）

〔会議事項〕

- ・子ども支援センター、学校生活相談センター、りんどうハートながのの相談状況について
- ・平成28年度の活動報告について
- ・子ども支援センターに関するアンケート調査について
- ・事案協議について

第3回 開催日 平成29年9月13日（水）

〔会議事項〕

- ・子ども支援センター、学校生活相談センターの相談状況について
- ・子ども支援のための施策の実施状況等について
- ・子ども支援センターに関するアンケート調査について
- ・事案協議について

第4回 開催日 平成29年11月8日（水）

〔会議事項〕

- ・子ども支援センター、学校生活相談センターの相談状況について
- ・事案協議について

第5回 開催日 平成30年1月31日（水）

〔会議事項〕

- ・子ども支援センター、学校生活相談センターの相談状況について
- ・事案協議について

第6回 開催日 平成30年3月26日（月）

〔会議事項〕

- ・子ども支援センター、学校生活相談センターの相談状況について
- ・子どもの相談に関するアンケート調査結果について
- ・子ども・若者支援総合計画について
- ・子どもを性被害から守るための取組について
- ・事案協議について

## コラム ～子ども支援委員会 委員から～

### 人権救済の制度について

委員 中嶋 慎治

子ども支援センターは開設して3年が経ち、子どもたちや家族、関係者から毎年800件を超える電話・メール相談が寄せられています。

他方で、この間、子ども支援委員会に対する「人権救済の申出」は、まだ1件もありません。そこで今回、皆さんに、この人権救済の制度について、案内をしたいと思います。

もし、「相談したけれど何も変わらない」、「この苦しい現状を少しでも変えてほしい」と考えるような場合には、この人権救済の申出を検討してみてください。

「人権救済の申出」とは、いじめ、体罰等による人権侵害を受けた、もしくは受けている子ども又はその保護者が、子ども支援委員会に対して、救済を申し出ることをいいます。

子ども支援条例の第3章、18条以下に規定されています。

また、人権救済の申出を、「救済申出」と省略していることもあります。

まず、申出をするにあたり、「いじめ、体罰等による人権侵害を受けた、もしくは受けている」ということが要件とされています。

ここで、「人権侵害とはどこまでを指すのか」と迷うかもしれません。厳密に考えると難しいので、あえて乱暴に言うと、「これはちょっとひどい」「見過ごせない」と感じるような状況かどうかというくらいで判断してよいと思います。程度や継続性、一方的かどうかなども考慮することになりますが、例えば、心や体が傷付けられている、学校に通えない、物を壊されるというのは、それぞれ、生命身体の安全、学習権、財産権という人権が侵害されているといえます。あまり難しく考えず、申出をしてみてもよいと思います。

申出は、子どもも大人もできます。

申出の方法は、条例に規定がなく、口頭でもできます。実務上は、申出書という書面に記入できる場合は書面で申し出てもらうことになると思います。

申出がなされると、子ども支援委員会は、その事案について「調査審議」します（条例18条2項）。

調査審議として具体的に何をするかは、その事案によります。実例がないので未知のところはありますが、なるべく柔軟に、必要なことをできればよいと思います。以下、私見によるイメージです。

子ども支援委員会としては、申出の趣旨と理由を踏まえて、まず事実（過去の出来事、現在の状況等）を調査することになります。

そのために、申出人や関係者から話を聞きます。

子ども支援センターには、調査・連携推進員という人や特別調査員という人がいます。その人たちが動いて話を聞くことが予定されていますし、場合によっては、子ども支援委員が直接話を聞くということもあると思います。

また、関係機関から事情を聴取したり、照会をかけたということも考えられます。

証拠となるような書類等があれば、それも提出を求めて、確認します。

調査の仕方や範囲など、何をどこまでするかは、子ども本人の意向を十分に踏まえて、委員会で慎重に検討して判断していくことになります。

そのような調査を経て、客観的に、事実がどうなのかを可能な限り見極めることになります。

そのようにして確認した事実を基に、子ども支援委員会としてどうするか、どこかに何かを働きかけるかを審議し、働きかける場合はそれを実行することになります。

条例上、子ども支援委員会は、必要があると認める場合に、知事又は教育委員会に次のことを「勧告」できると規定されています（条例18条5項）。

- ① 子どもに対する人権侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること
- ② 県の機関以外の関係者に対し①の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと

このような勧告の他にも、事案に即して、必要と思われることを事実上行うべく工夫の余地はあると思います。

また、調査の過程で、関係先への事情聴取等により、状況が改善されたり、関係が調整されるというような効果が事実上もたらされることも期待されます。

「人権救済」と聞くと仰々しいと感じるかもしれませんが、困難に直面している子ども皆のための制度です。もっと分かりやすく、気軽に利用できるものとして、案内されるべきものです。

話を聞いてもらうことのその先を望む場合には、人権救済の申出を是非検討してみてください。



近親者からの性的な虐待を受けながら育った A さん、ある事件等に巻き込まれ両親を失った B さん、精神疾患を患った親の自傷行為や自殺企図、異性交遊に振り回され生活の拠点を転々とした C さん等、正直に言えば、耳をふさぎたくなるような、また大人の身勝手さに憤りを感じる深刻な現実を、子どもたちはカウンセリングの中で淡々と、時に涙を流し語ります。子どもが、非常に憂慮される環境にいるならば、保護し助けたいと思い、“悪”と思われる忌まわしき行為や存在から、今すぐにでも子どもを隔離し、もっと善良な場所に連れ出したいという気持ちに、もちろん私もなります。でも、子ども達の決意にも似た語りを聴くうちに、果たしてそれだけが、子ども自身の生きる権利や成長を守る方法なのか、わからなくなるのが時々あります。

関わった子たちが、カウンセリングの終盤で語った内容です。

A さん …今までいろいろあったけど、とにかく私は、この家族とがんばろうと思えるようになりました。赦すとか赦さないではないのです。私の存在の元になっている親を支えることが、私自身を大事にすることだと思うから…

B さん …今までもこれからも自分は自分で、可哀想な子なんかじゃないよね？誰にも同情されたくない、普通の子じゃないとは思わないでほしい…

C さん …小さな頃は、なんで大人は助けてくれないの？と思った時もあった。でも今は「幼い割に自分は、よくやったよな」と思える。親を悪者と思いたくないし、周囲にも親を悪く言ってほしくない。恨んでもおかしくないことをされたとは思うけど、私は親が好き。自分を被害者ではなくて、そういうことを体験した人として、これからも親と生きていきたい…

真っ暗闇で、絶望的な境遇にいるはずの子どものこうした話を聴くと、子どもを“弱者だから”大人が“守り、助け出すしかない”と思いついてしまう、自分の枠の小ささに恥ずかしくなることがあります。

子どもたちは、大人が考えているよりも、しなやかでたくましく生きる力を秘めているように私には思えます。全身で懸命に、他の誰でもない自分が生きられる道を模索しているように思えます。自分の境遇を受け止めることも、消化することも、辛かった体験をも糧にして、前に進もうとする力を子どもが持ち得ていることを、私は出会った多くの子どもたちから学びました。

そもそも大人が“正しい”光を持っているわけでも導ける訳でもなく、子どもたちが自らの最適な光を灯し始めるのかもしれない。私が目指すのは、子ども自身がその光を見つけるまで、真っ暗闇で絶望的な境遇にいる子どもの肩にそっと触れる、「手」のような存在になることです。そして『あなたの生き方は、あなた自身が決めてよいし、決められるのだ』というメッセージをそこに込めたいと思っています。子ども自身が成長する可能性を、“親切な”大人たちが、“行き過ぎた保護”で摘み取ってしまうことのないようにしなければ、と自戒をこめて思います。「子どもを守ること」、それは本当に、「子ども自身が成長する力を守っていること」に繋がっているのか、大人は迷い続け、子どもが自分の足で生きていく力を信じ続ける勇気が大切だと、私は思います。

天気予報通り、昨晚からのどしゃ降りの雨がお昼前には嘘のように上がり、暖かな日が射してきました。

「嬉しいな、お日さまって有り難い。」単純にそう感じました。

お天気一つに左右される人の気持ちってなんなんでしょうね。面白いですね。皆さんは、どんな毎日を過ごしていますか？

先日、ある中学生がこんな投稿を教えてくださいました。

「あー、そうだよな〜」って励まされて 嬉しくて 自然と涙がこぼれてしまいました。

○○ちゃん、ありがとう。

皆さんに一部を抜粋して 紹介させていただきますね。

笑えるのは 楽しんでる証拠

怒るのは 真剣だった証拠

喧嘩するのは 一緒だった証拠

つまづくのは 進んでた証拠

裏切られるのは 信じてた証拠

失恋するのは 愛してた証拠

「失敗した」は 挑戦した証拠

「疲れた」は 頑張った証拠

「もうやめようかな」は まだ希望を捨てずにいる証拠

「素直になれない」は それだけ愛してる証拠

「もういい」は ぜんぜん良くない証拠

「大丈夫」は ぜんぜん大丈夫じゃない証拠

いつもへらへらしてる人は 過去に何かあった人

よく笑う人は よく泣いた人

よく「大丈夫」という人は よく無理をする人

よく強がる人は よく我慢する人

幸せな人は 幸せを知ってるから 優しくなれる 強くなれる

泣きたかったら 泣けばいい

辛かったら 頼ればいい

我慢できなかつたら 我慢しなくていい

笑うのが疲れたら 無理しなくていい

「明日笑えるかな」って思うより 「明日笑ってみよう」って思う方が辛い

立ち止まることは 悪いことじゃない

辛いとき 苦しいとき

少し休憩して またもう1度歩き出せばいい

いつも素直に まっすぐでいたい。

時には振り返ったり うつむいたりするけど

人生になるべく「後悔」は残したくないよね。

お互いに成長し合える そんな人が隣に居たらいいな。

私たち子ども支援センターのメンバーは、みんなそんな気持ちで、今年もあなたからの連絡を待っています。

一緒に泣いて笑って、考えて、成長し合える、そんな関係でありたいと思っています。

## 話を聴くということ

委員 山本 京子

4月末に警察庁から SNS をきっかけとした、2017年の子ども（18歳未満）の犯罪被害について発表がありました。それによると、被害に遭った子どもは1813人、被害の内訳は淫行、深夜の連れ回し、自画撮りを含む児童ポルノ、児童買春、強制性交等、この10年間で被害者数は2.8倍に膨らんでいるそうです。子どもが加害者側と会った理由は「金品目的」（29.6%）「優しかった、相談に乗ってくれた」（22.9%）が多かったということです。

たしかに、性被害にあった子どもたちの話を聴くと「淋しかったから。優しくしてくれたから。相談に乗ってくれた。話を聞いてくれた」という言葉が往々にして出てきます。

昨年8月には「長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査」が12,000世帯を対象に長野県次世代サポート課によって行われています。子ども本人と保護者が回答し、回収率は3割程度でした。この中で「あなたは悩みや心配事があるとき誰に相談しますか」という設問があり、「相談相手がいる」が75.4%「相談せず自分で解決する」が16.3%ですが、相談相手の中には「インターネット上の友達」が中高生では2%に見られます。「相談相手がいない」という子どもも3%近くいる様子です。

この調査では家庭の経済状況をクロスして分析しており、「困窮家庭」「一般家庭」という表現を用いていますが、「困窮家庭」では父親や母親に相談する割合がやや少なく、ネット上の友達が「一般家庭」に比べてやや多い状況も見受けられます。

私たちがひとの相談に乗る時、無条件に相手の話を受け止めるということは意外に難しいものです。特に、相手が子どもであったり、まして親と子のように、関係が近ければ近いほど、子どもに良かれと思って、自分の考えを押し付けてしまい、「助言」と言うより「お説教」になってしまう場合もあります。また、親自身も忙しすぎたり、病気や悩みごとがあって「子どもの話を聴くどころではない」ということもあります。

子どもにしてみると「優しかった。相談に乗ってくれた」という感覚が持ちにくい状況があるのだろうと思います。

しかし、子どもにとっては「思い切って相談して良かった」「話を聴いてもらえて良かった」と言う経験はこれからの人生を歩む上で大切なものだと思います。相談して裏切られたり、相談したことで責められたり、つらい目に会うと、「金輪際、相談なんてするものか」と思ったり、周囲の大人への信頼感を無くしたり、自尊心を一層低下させることにつながりかねません。

子どもたちが身近な家族や信頼できる周囲の人々に相談して、困りごとが解決すれば良いのですが、それができない状況の時、あるいは子どもに関わる人々が子どものことでお困りの時、気軽に子ども支援センターの相談を利用していただければと思っています。

## ～子ども支援センター 電話相談員から～

悩みや不安、ひとりで我慢しないで！

私も、若い頃、一度、電話で相談をしたことがあります。電話相談員になってから、時々、その時のことが思い出されます。あることで悩んでいた時、身近な人には相談しづらく、電話相談を試みようと思ったのですが、実際にかけるまでには1週間くらい要しました。「こんなことで電話していいだろうか」「状況や自分の思いを相手にわかるように伝えられるだろうか」「適切な助言を得られるだろうか」等、あれこれと考えてしまい、なかなか電話をかけられずにいました。

不安なままでいるより、何か少しでもいい方法が得られればと考え、思い切って電話をしました。しかし、話しだすと、案の定、相手にわかりにくい話し方になってしまいました。話しながら、自分の気持ちがいかにあやふやで、どうしたいのかあいまいな状態であることにも気づかされました。

電話を受けた方は、それをじっと聞いてくれました。心のどこかで期待していた具体的な助言を得ることはなかったですが、気持ちが穏やかになったのを覚えています。自分ができることを、少しずつやるしかないのだなど、徐々にその時の状況を受け止められるようにもなりました。

子ども支援センターの相談電話が鳴り、受話器をとる時、よく電話をしてくれたねという思いが強くわきます。そして、丁寧に耳を傾けることを大事にしたいと思っています。

子どもの時期は、過ぎてしまうと短いですが、その中にいる時は、とても長く感じられるものです。自分のこと、友だちのこと、勉強のこと、学校のこと、将来のこと、家族のこと等、いろいろなことで、悩んだり不安を感じたりします。その時々のお話を話して受け止めてもらえる家族や友だちや先生がいると、気もまぎれ、なんとか折り合いをつけて、前に進んでいけるように思います。

しかし、たわいもないことは気楽に話せても、悩みや不安はそう簡単に話せるものではないですね。「どう思われるかな」「こんなことで心配をかけたくないな」等と、いろいろ考えてしまうと話せなくなります。そして、我慢していると、ストレスとなり、気持ちが沈み、やる気が失せる状態になります。

困ったな、嫌だな、辛いな、疲れたなと感じることは、心や体を守るサインで、大事なことです。ひとりで我慢しないで、身近な人に話をしてみましょう。自分の思いを人に話すことで、気持ちが整理され、どうしたいのか、なにができそうか、前向きに考えられるようになります。

悩みや不安を抱え、誰にも話せない時は、子ども支援センターへ電話やメールをしてみてもいいです。

【資料】

## 子どもの相談に関するアンケート調査結果

### 1 調査概要

長野県では、平成 27 年度に子ども支援センターを開設し、様々な悩みを抱える子どもたちの相談に対応しています。

また、相談窓口を広く周知するために、毎年、「ものさし」や「しおり」等を配布して普及啓発を行ってきましたが、子どもたちのセンターに対する認知度や要望等を把握し、今後の広報活動や相談体制の充実のための検討に活用するため、子どもの悩みや相談に関する調査を次のとおり実施しました。

調査対象	長野県内の小学校・中学校・高等学校に在籍する児童及び生徒（以下「児童等」という。） ※ただし、小学校は4～6年生
実施校数	小学校 8 校、中学校 8 校、高等学校 4 校 計 20 校 ※東信・南信・中信・北信から小・中学校は各2校、高等学校は各1校を抽出
調査方法	クラス単位で実施し、学校から県へまとめて提出 ※無記名とし、児童等が個々に封入
実施期間	平成 29 年 11 月 30 日～12 月 27 日
回答者数	1,323 名（有効回答数 1,323 件）

### 2 回答者の属性

	学年別		性別	
小学生 (399 名)	4 年生	66 名 (16.5%)	男	203 名 (50.9%)
	5 年生	137 名 (34.3%)	女	185 名 (46.4%)
	6 年生	196 名 (49.1%)	無回答	11 名 ( 2.8%)
中学生 (482 名)	1 年生	181 名 (37.6%)	男	233 名 (48.3%)
	2 年生	181 名 (37.6%)	女	234 名 (48.5%)
	3 年生	120 名 (24.9%)	無回答	15 名 ( 3.1%)
高校生 (442 名)	1 年生	152 名 (34.4%)	男	227 名 (51.4%)
	2 年生	220 名 (49.8%)	女	197 名 (44.6%)
	3 年生	70 名 (15.8%)	無回答	18 名 ( 4.1%)
計		1,323 名	男	663 名 (50.1%)
			女	616 名 (46.6%)
			無回答	44 名 ( 3.3%)

### 3 調査結果

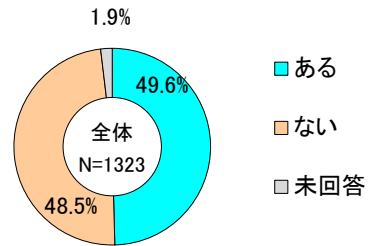
#### (1) 悩みごとについて

悩みや困っていることが「ある」と回答した児童等は、約半数の49.6%（656名）となっており、性別で見るとどの年代も女子が男子に比べて高くなっています。

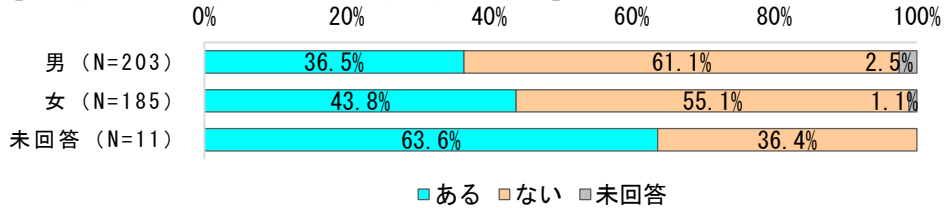
悩みや困っていることの内容別で見ると、「ある」と回答した児童656名のうち、「勉強」が55.8%（366名）、「将来」が46.6%（306名）、「友だち」が24.2%（159名）の順となっています。

また、小学生では「友だち」と「勉強」の割合が同程度ですが、中学生、高校生になると、「友だち」の割合は減少し、「勉強」の割合が急増しています。年代が上がるにつれ、「親」「きょうだい」「友だち」などの人間関係の悩み等の割合が減少し、「勉強」や「将来」といった自己に関わる悩みの割合が増加する傾向にあります。

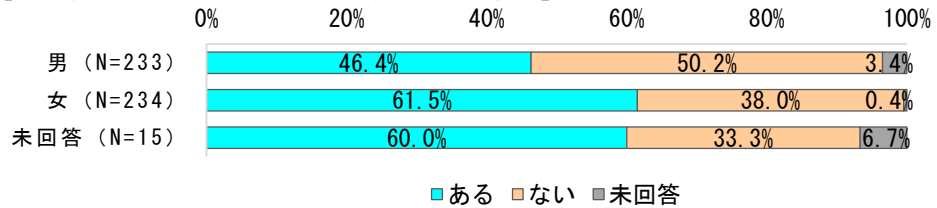
【現在、悩んでいること、困っていることはありますか】  
（全体）



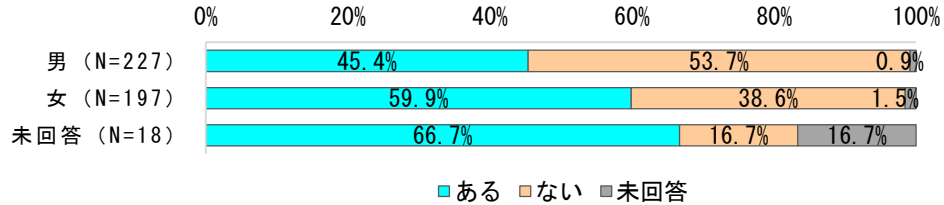
【現在、悩んでいること、困っていることはありますか(小学生)】

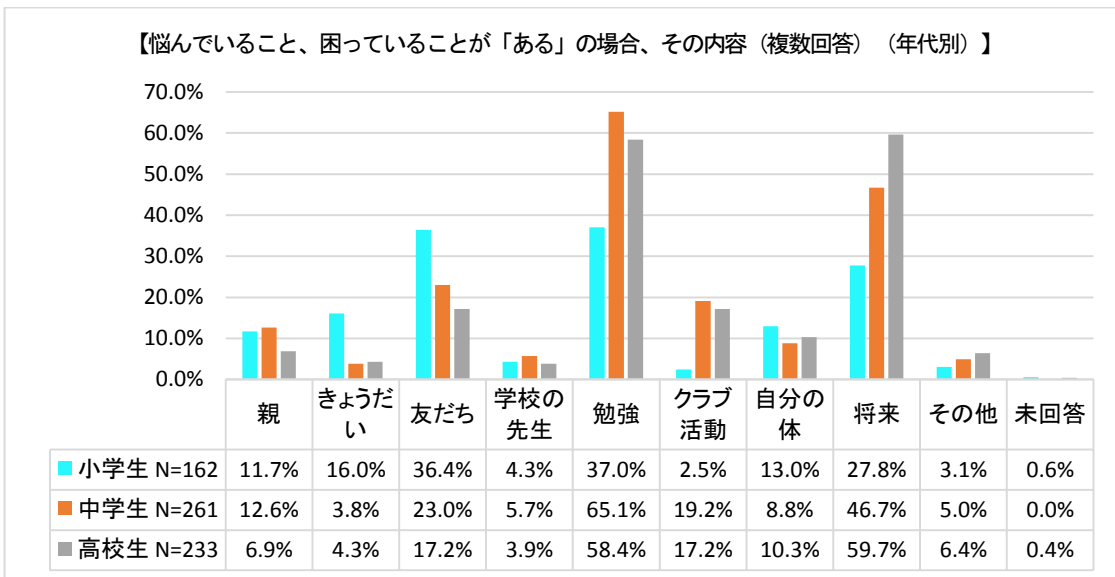
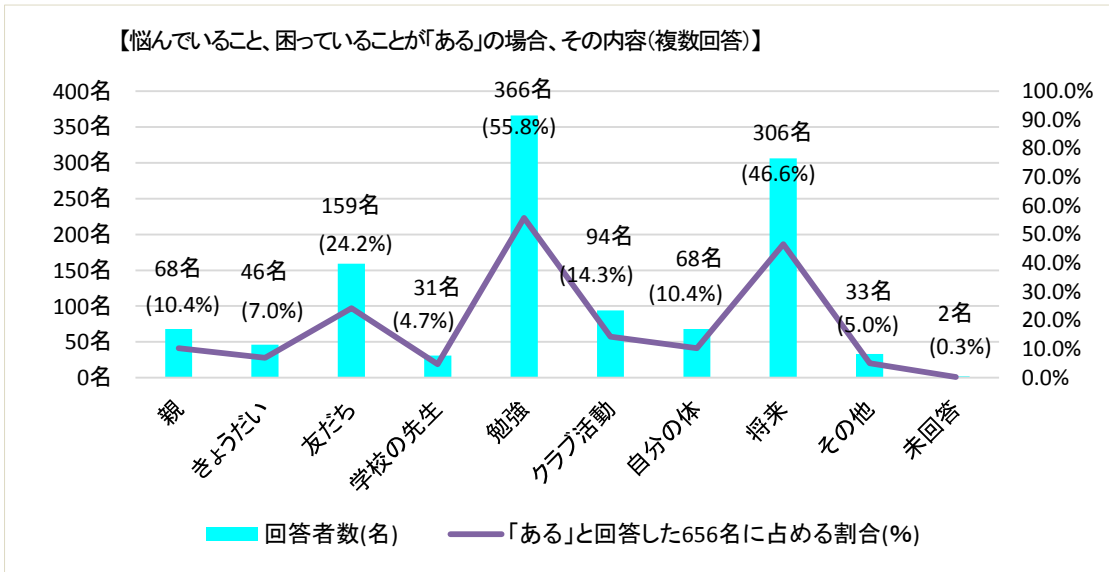


【現在、悩んでいること、困っていることはありますか(中学生)】



【現在、悩んでいること、困っていることはありますか(高校生)】





## (2) 相談相手について

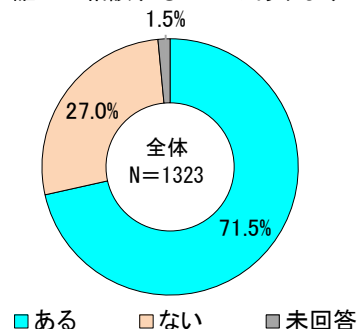
悩んだり、困ったりしたとき、「相談をする」と回答した児童等は、71.5% (946名) となっており、性別で見ると女子が男子に比べて約20ポイント高くなっています。

相談をする相手を見ると、親69.0% (653名)、友だち67.0% (634名)、担任の先生23.5% (222名)の順となっています。

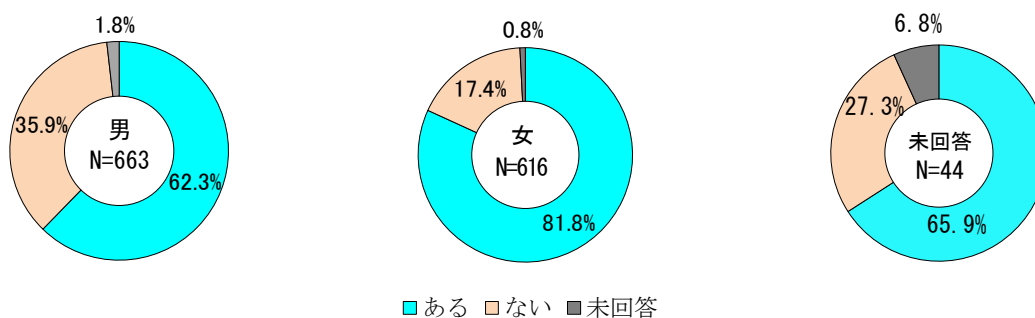
小学生から中学生、高校生と年代が上がるにしたがい、大人(親、先生)へ相談する割合が減少し、同年代(友だち、きょうだい)の割合が増加する傾向にあります。

また、相談したことで、85.9% (813名)の児童等が「良くなった」又は「すこし良くなった」としています。

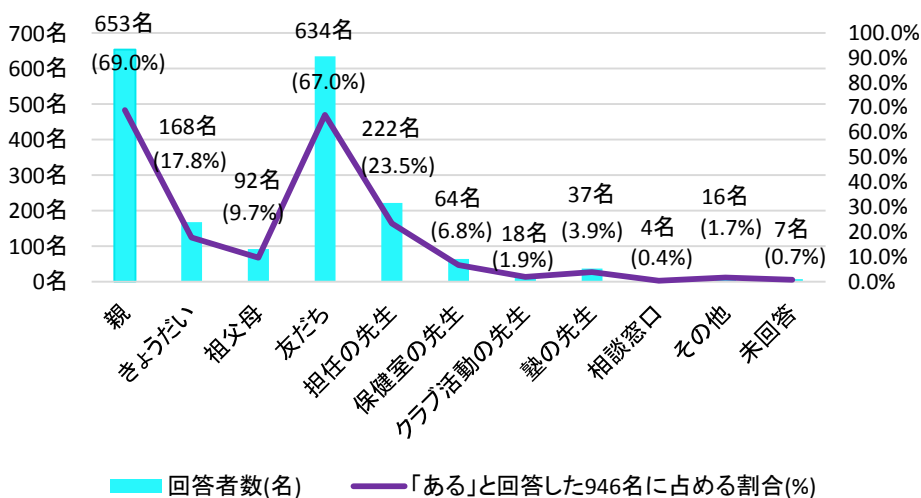
【あなたが悩んだり困ったりしたときに、誰かに相談することはありますか】



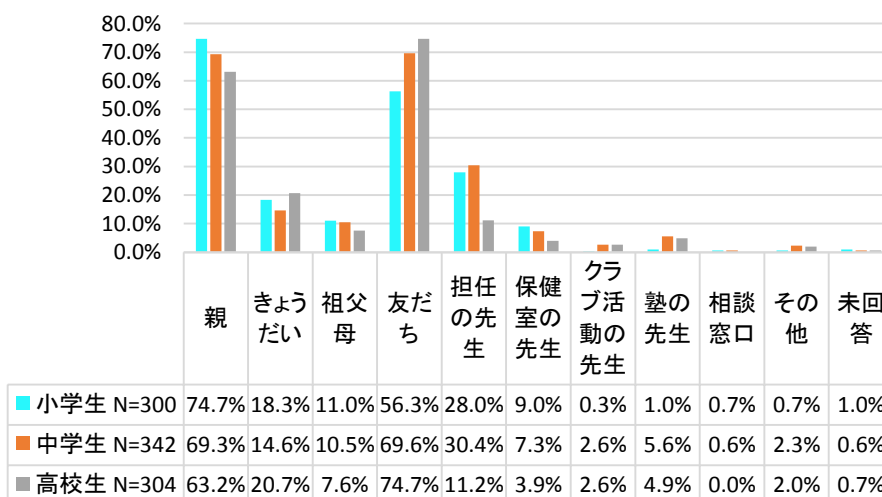
【あなたが悩んだり困ったりしたときに、誰かに相談することはありますか(男女別)】



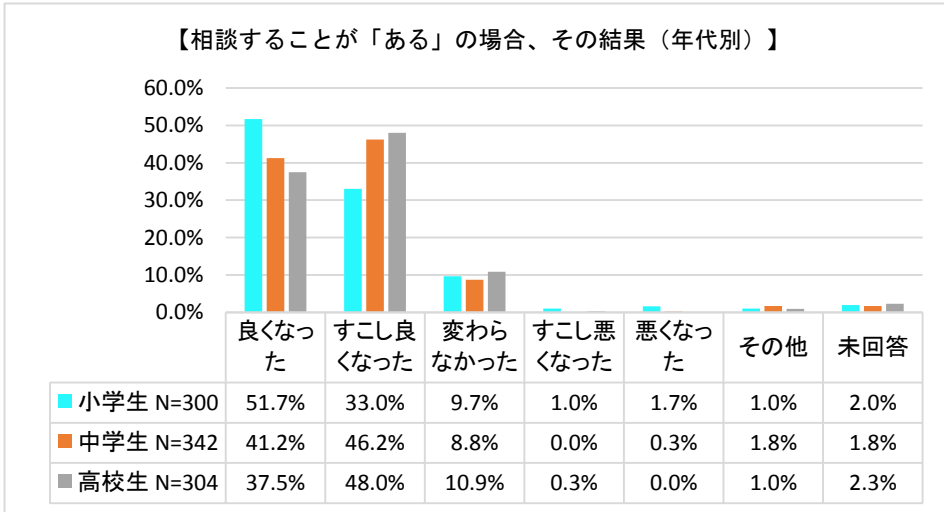
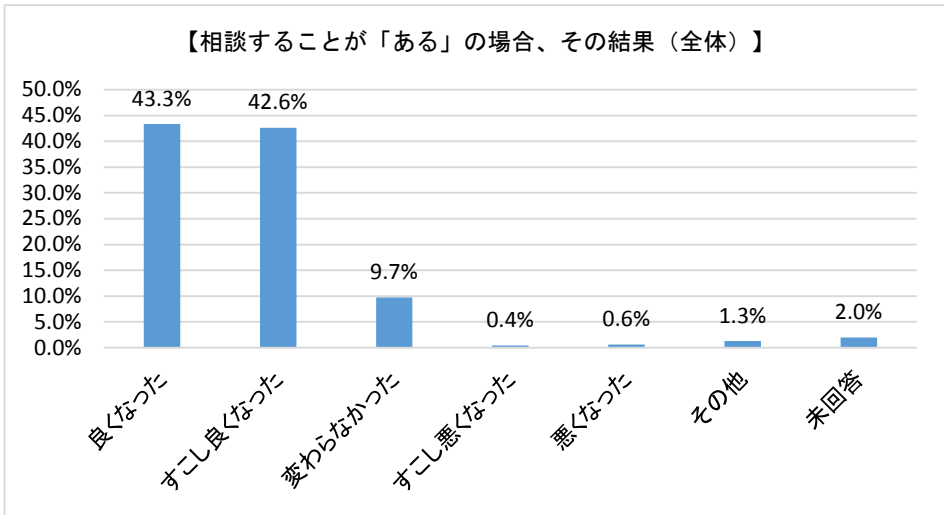
【相談することが「ある」の場合、その相手(複数回答)】



【相談することが「ある」の場合、その相手(複数回答)(年代別)】





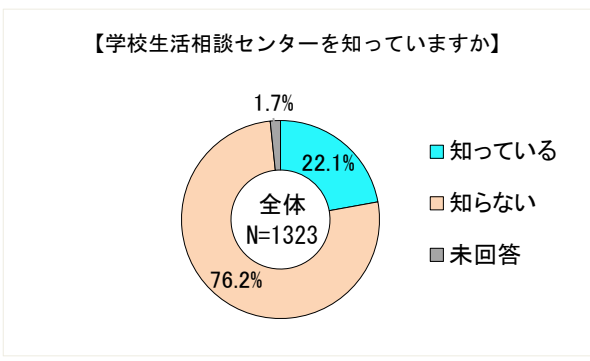
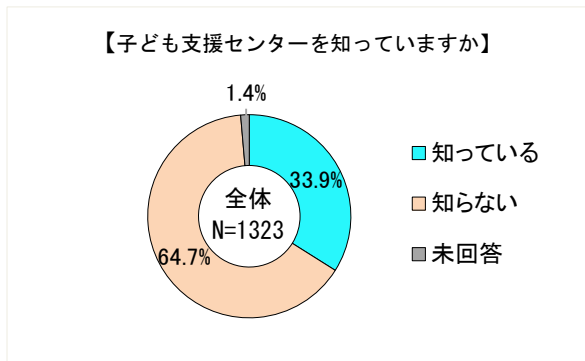


(3) 子ども支援センター等について

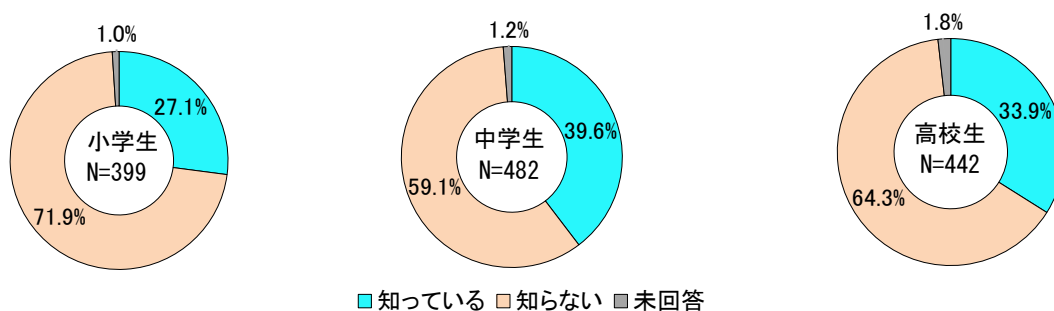
子ども支援センターを「知っている」と回答した児童等は、33.9%（449名）となっています。

また、学校生活相談センターを「知っている」と回答したのは、22.1%（293名）となっています。

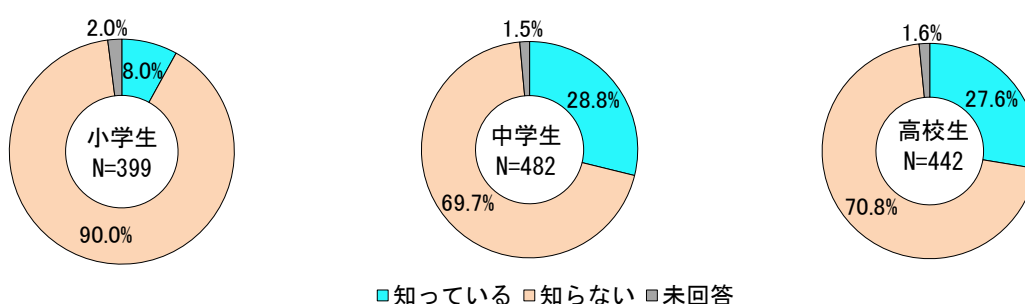
子ども支援センターを知った方法については、チラシ・しおりなど 51.3%（290名）、広報紙 17.7%（100名）の順となっています。



【子ども支援センターを知っていますか（年代別）】



【学校生活相談センターを知っていますか（年代別）】



（４）相談窓口の利用状況について

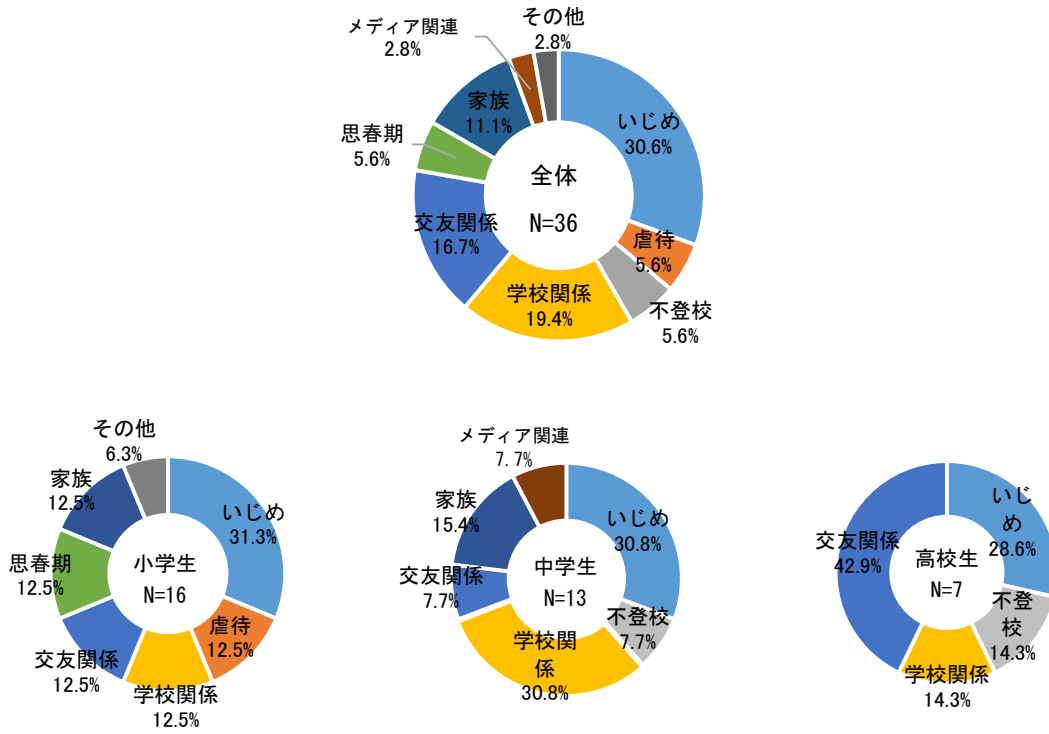
悩んだり困ったときに、相談窓口を「利用したいと思ったことがある」と回答した児童等は5.9%（78名）で、このうち「利用したことがある」は30.8%（24名）で、児童等の全体に対する割合は1.8%となっています。また、「相談したいと思ったができなかった」は66.7%（52名）となっています。

利用した相談窓口については、チャイルドラインが11名、子ども支援センターが5名などとなっています。（複数回答）

相談内容については、いじめ30.6%（11件）、学校関係19.4%（7件）、交友関係16.7%（6件）の順となっています。

相談窓口	長野県子ども支援センター	学校生活相談センター	児童相談所	りんどうハートながの	長野県ひきこもり支援センター	ヤングテレホン	市町村相談窓口	チャイルドライン	いのちの電話	LINEによる相談	その他
小学生		1	3					4	1		1
中学生	4	1					1	3			2
高校生	1							4			1
計	5	2	3				1	11	1		4

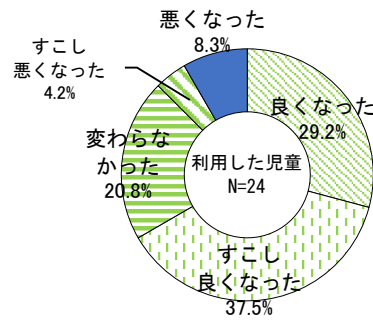
【相談した内容はどのようなことですか（複数回答）】



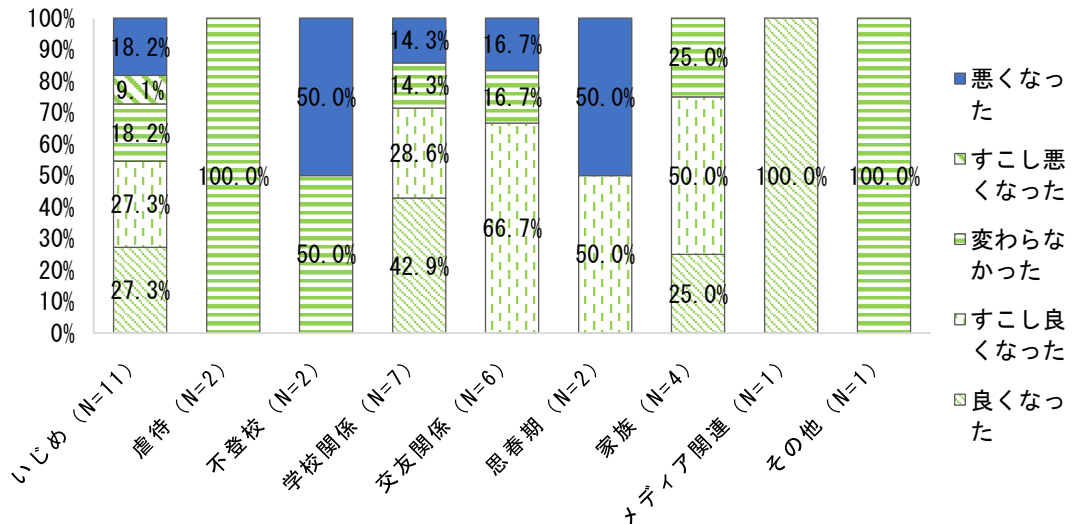
また、相談窓口を利用した児童等のうち 66.7% (16 名) が「良くなった」又は「すこし良くなった」としています。

なお、子ども支援センターを利用した児童等 5 名のうち 80% (4 名) が「相談してよかった」、20% (1 名) が「どちらでもない」と回答しています。

【相談して、状況は怎么样了か】



(相談内容別 ※複数の相談は個々に集計)



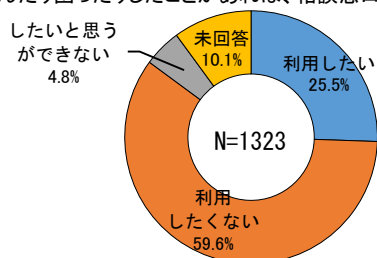
## (5) 相談窓口の今後の利用について

今後、悩んだときに相談窓口を「利用したい」と回答した児童等は、25.5% (338名) となっています。

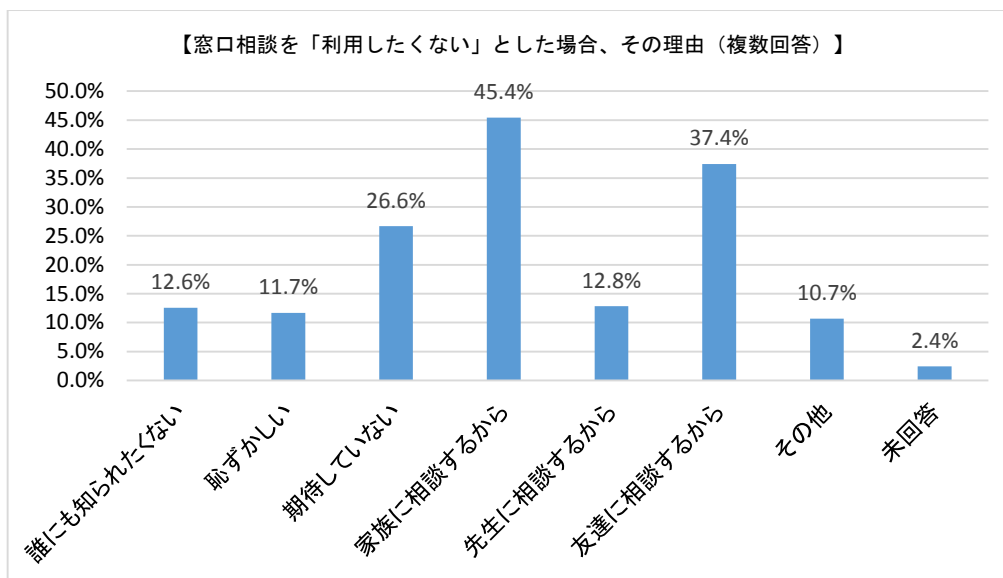
「利用したくない」と回答した児童等は 59.6% (788名) で、その理由としては、「家族に相談」が 45.4% (358名)、「友だちに相談」が 37.4% (295名) の他、「期待していない」が 26.6% (210名)、「誰にも知られたくない」が 12.6% (99名) の順となっています。

また、「利用したいと思うができない」と回答した児童等が 4.8% (64名) で、その理由としては、「連絡先が分からない」が 59.4% (38名)、「相談したい時間に開いてない」が 9.4% (6名) となっています。

【今後、悩んだり困ったりしたことがあれば、相談窓口を利用したいですか】



【窓口相談を「利用したくない」とした場合、その理由（複数回答）】



### 「その他」の内容

「知らない人だから」、「自力で解決する」、「頼りにならない」、「家族に知られるのが嫌」、「面倒だから」 など

## (6) その他（相談について、日頃から感じていることや、相談窓口への希望等）

### 【小学生】

- ・相談したことが誰にもバレないようにしてほしい
- ・くだらないと思うことでも聴いてくれるのか

- ・もっと簡単に相談したい
- ・相談窓口を増やした方がいいと思うので、全市町村に一つあればよい
- ・開いている時間を長くしてほしい
- ・もっと連絡先を分かるようにしてほしい

**【中学生】**

- ・相談は特別なような気がして、気軽には相談できない
- ・相談窓口が信じられない
- ・女性の相談員と話したい
- ・相談窓口はとてもよい所だと思うから、もっと増えていけばいい
- ・電話は面倒だし、もっと身近なものにしてほしい
- ・前にやったラインはよい

**【高校生】**

- ・思っていることが上手に言葉にできないと、相手に伝わっているのかと感じてしまうことがある
- ・相談したいが、どんな人が出るとか、いろいろと分からないから利用しにくい
- ・相談自体は悪いことではないが、自分で解決するのがよいと思う
- ・話を聞いてくれるだけで心が和らぐ
- ・利用したことがなく不安

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例をここに公布します。

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 基本的施策（第 10 条—第 17 条）

第 3 章 子どもに対する人権侵害の救済等（第 18 条・第 19 条）

第 4 章 雑則（第 20 条・第 21 条）

附則

子どもは、社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在である。

子どもは、一人の人間として、その命や人格が大切にされ、社会の一員として豊かに育つことができるよう、その人権が守られなければならない。

子どもが、生まれた時から持っている育つ力を発揮して能動的かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく成長していくことができるよう、大人は、子どもの力を信じ、支えていく必要がある。

長野県には、地域で子どもを大切に育ててきた伝統と取組があり、多くの子どもは、大人に見守られながら健やかに成長している。

一方、人間関係が希薄になり、経済格差が広がるなど社会環境が変化する中で、いじめや虐待の増加等子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、問題を抱え我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。

このような子どもを支援するため、その抱えているつらさ、悩み等に寄り添いつつ、相談に応じ、救済する仕組みが必要である。また、乳幼児期から青年期まで成長段階に応じて継続的に子どもへの支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等様々な領域で、県はもとより、国、市町村、民間団体等が連携協力して、重層的かつ総合的に子ども支援に取り組み、社会全体で子どもの成長をしっかりと見守り、支えなければならない。

ここに、子ども支援に関わる全ての者が連携協力して、子どもと子どもの育ちを支える人を支援することにより、未来を担う子どもの幸せを最大限に尊重し、ひいては全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと育つ地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

**第 1 条** この条例は、子ども支援に関し、基本理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をいう。

2 この条例において「子ども支援」とは、次に掲げる支援をいう。

(1) 子どもの育ちを支えるために行う子どもへの支援（以下「子どもへの支援」という。）

(2) 子どもの育ちを支える者への支援

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

4 この条例において「学校関係者等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設の関係者

(2) 前号に掲げるもののほか、子どもに、授業の終了後等に適切な遊び又は生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う者

（基本理念）

**第3条** 子どもへの支援は、子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことなく安心して生きていくことができるよう、その人権が尊重されることを旨として行わなければならない。

2 子どもへの支援は、子どもが、その成長段階に応じ、学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明することなどにより主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行わなければならない。

3 子どもへの支援は、子どもが相互に人権を尊重し合うことができるよう自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付け、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行わなければならない。

4 子どもの育ちを支える者への支援は、その者がゆとりのある環境で子どもと接することができるようになることを旨として行わなければならない。

5 子ども支援は、県、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、県民等が各々の役割を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行わなければならない。

（県の役割）

**第4条** 県は、前条に定める基本理念（第6条及び第17条において「基本理念」という。）にのっとり、地域における県民の主体的かつ自主的な子ども支援のための取組を尊重しつつ、その施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、子ども支援のための施策の策定に当たっては、子どもを含めた県民の意見を反映するよう努めるものとする。この場合において、子どもの意見を聴くに当たっては、子どもが意見を直接述べることができる方法を用いるよう留意するものとする。

（保護者の役割）

**第5条** 保護者は、子どもの育ちについて第一義的責任を有することを認識し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならない。

（学校関係者等の役割）

**第6条** 学校関係者等は、学校等における子どもの安全を確保するとともに、基本理念にのっとり、子どもへの支援を行わなければならない。

(事業者の役割)

**第7条** 事業者は、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保できるようにするため必要な雇用環境の整備に努めなければならない。

(県民の役割)

**第8条** 県民は、子どもが安心して生きていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努めなければならない。

(市町村等との連携協力)

**第9条** 県は、子ども支援のための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う子ども支援のための施策に協力するものとする。

2 県は、子ども支援に関し、その活動を行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の民間団体と連携協力するものとする。

## 第2章 基本的施策

(相談体制の充実)

**第10条** 県は、何人も子どもに関する各般の問題についての相談をすることができる総合窓口の設置その他の相談体制の充実を図るものとする。

2 県は、前項の相談をする者が安心して相談できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(社会参加の促進)

**第11条** 県は、子どもの社会参加を促進するため、他の子ども等との交流の機会の提供、子どもの社会参加を促進するための仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもが安心して過ごせる場の整備)

**第12条** 県は、児童館その他の子どもが安心して遊び又は生活をすることができる場の整備の促進に努めるものとする。

(人権教育の充実)

**第13条** 県は、人権教育の充実に努めるものとする。

(保護者に対する支援)

**第14条** 県は、保護者に対し、その相談に応ずるほか、子育てに関する不安の緩和又は解消をするため、市町村等による保護者が相互の交流を行う場所を開設する事業への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、家庭教育を支援するため、保護者に対する学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(学校関係者等に対する支援)

**第15条** 県は、学校関係者等に対し、その相談に応ずるほか、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置は、乳幼児期の子どもの育ちを支える学校関係者等への支援が重要であることに鑑み、当該学校関係者等に特に配慮して講ずるものとする。

(関係者による連携協力の推進)



**第16条** 県は、関係者による子ども支援に関する情報の交換の場における助言等の支援その他の関係者相互の連携協力を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(相談機関の周知等)

**第17条** 県は、子どもに関する相談に応ずる機関及び子ども支援のための施策について、子ども及び保護者等に対し、適切な方法により周知するものとする。

2 県は、基本理念に関する県民の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 子どもに対する人権侵害の救済等

(人権侵害の救済)

**第18条** いじめ、体罰等による人権侵害（以下この章において「人権侵害」という。）を受けた、若しくは受けている子ども又は当該子どもに係る保護者は、長野県子ども支援委員会に対し、その救済を申し出ることができる。

2 長野県子ども支援委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る事案に関し法令に基づく救済制度が存する場合その他の規則で定める場合を除き、その事案について調査審議し、当該申出をした者に当該調査審議の結果及びその理由を通知しなければならない。

3 前項の場合を除くほか、長野県子ども支援委員会は、子どもに対する人権侵害があると認められるときは、その事案について調査審議することができる。

4 長野県子ども支援委員会は、前2項の規定により子どもに対する人権侵害に関する事案について調査審議を行うに当たっては、当該事案に係る学校関係者等その他の関係者に資料の提出及び説明を求めることができる。

5 長野県子ども支援委員会は、第2項又は第3項の規定により子どもに対する人権侵害に関する事案について調査審議した結果必要があると認めるときは、知事又は教育委員会に対し、次に掲げる事項について勧告することができる。

(1) 子どもに対する人権侵害が行われなくするための必要な措置を講ずること。

(2) 県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。

6 知事又は教育委員会は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(長野県子ども支援委員会)

**第19条** 子どもに対する人権侵害に関する事項について調査審議するため、長野県子ども支援委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、前条の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じて子どもに対する人権侵害に関する事項を調査審議するものとする。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

7 この条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 第4章 雑則

(施策の実施状況等の公表)

**第20条** 知事は、毎年、県が講じた子ども支援のための施策の実施状況等の概要を公表するものとする。

(補則)

**第21条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項(総合窓口の設置に係る部分に限る。)及び第3章並びに次項の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

*(平成27年3月規則第23号で、同27年4月1日から施行)*

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例施行規則をここに公布します。

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成 26 年長野県条例第 32 号。以下この条及び次条において「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議しない場合)

**第 2 条** 条例第 18 条第 2 項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 28 条第 1 項第 1 号及び第 2 号ただし書の規定により家庭裁判所等の承認を得て採った同法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置（同法第 28 条第 2 項ただし書の規定により家庭裁判所等の承認を得て期間を更新した場合の当該措置を含む。）に関する場合又は当該承認を求め現に家事審判の手続きが行われている場合

(2) 判決等により確定した権利関係に係る事案に関する場合又は判決等を求め現に事案が裁判所に係属している場合

(3) 条例に基づく長野県子ども支援委員会（以下「委員会」という。）の行為に関する場合

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、調査審議することが適当でないと委員会が認める場合

(会長)

**第 3 条** 委員会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(特別委員)

**第 4 条** 特別委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

2 特別委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

**第 5 条** 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第 6 条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

長野県子ども支援センター  
長野県子ども支援委員会

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県県民文化部こども・家庭課内

【相談窓口】

子ども専用相談ダイヤル	0800-800-8035
大人用相談電話	026-225-9330
FAX相談	026-235-7390
Eメール相談	kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

【お問い合わせ】 こども・家庭課 こども福祉係

電話 026-235-7099

FAX 026-235-7390